

# ドイツにおける「正規の貸借対照表作成の諸原則」 と慎重主義原則に関する一考察 —Moxter/Engel-Ciric の所説によせて—

野 上 千 穂

## 目 次

- I. はしがき
- II. 「正規の貸借対照表作成の諸原則」の概観
- III. 帰納的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」と演繹的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」
- IV. 動的貸借対照表の機能
- V. 利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」
- VI. 情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」
- VII. 慎重主義原則および客観化原則の重み付け
- VIII. 損失見越計上原則
- IX. 実現原則
- X. 慎重主義によって特徴づけられる貸借対照表規範
- XI. 慎重主義に対立する貸借対照表規範
- XII. むすび

## I. はしがき

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと略記）では、長期間にわたり継続して会計制度改革が行われている。これは、会計制度の国際化を図るためのものであると言われている。これについては、とくにドイツ会計制度における大改革とされている、2009年5月に施行されたドイツ貸借対照表法現代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz；以下、BilMoGと略記）が挙げられよう。また、欧州連合（Europa Union；以下、EUと略記）に属するドイツにおいて、その会計制度改革は、次のように行われる。すなわち、EU域内で制定される貸借対照表指令を立法者がドイツ法に転換することである。この一例として、2015年の貸借対照表指令転換法（Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz：BilRUG）<sup>1</sup>が挙げられる。

本稿で取り上げる Moxter/Engel-Ciric は、改正された新しいドイツ法の規定を挙げながら、新しく「正規の貸借対照表作成の諸原則」（Grundsätze der ordnungsmäßiger Bilanzierung）という概念を持ち出している。ドイツにおける会計制度改革が進む中で、彼らは、なぜ、この「正規の貸借対照表作成の諸原則」を持ち出したのであろうか。本稿では、Moxter/Engel-Ciric

の共著である「正規の貸借対照表作成の諸原則」の一部から、彼らが当該諸原則を持ち出した会計的意味が明らかにされる。

## II. 「正規の貸借対照表作成の諸原則」の概観

Moxter/Engel-Ciric は、まず、貸借対照表作成の諸原則を次のように定義づけている。すなわち、「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、貸借対照表の内容を決定するものであり、その源となるのは、法律である。つまり、「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、法規範であるということである<sup>2</sup>。

「正規の貸借対照表作成の諸原則」と貸借対照表作成者との間には、しばしば利害対立が存在する。例えば、貸借対照表の内容が、貸借対照表作成者の報酬または判断に影響を及ぼす場合がこれにあたる。Moxter/Engel-Ciric によれば、貸借対照表政策的に歪められた貸借対照表の内容に潜む危険性が、価値相対的な時間の経過の中で過小評価されてはならない。これは、「正規の貸借対照表作成の諸原則」を特徴づける保護機能である。法律は、この保護機能を正当に評価するために、次のことを規定しなければならない。すなわち、誰を保護の対象とすべきか、どのように保護機能の効果を図り、そしてまたどの程度まで保護機能の効果は達成されるべきなのか、ということである。立法者は、これらについて評価しなければならない。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric は、立法者はその任務を不完全に履行せざるをえないという。というのも、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の具体化は、法解釈を必要とするからである。これは、文法上の解釈、体系的な解釈、目的論の解釈ならびに歴史的解釈によって行われる。こうした場合、立法者は、最高裁判所の判決による比較的幅広い「正規の貸借対照表作成の諸原則」の具体化に依存する可能性がある<sup>3</sup>。

## III. 帰納的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」と演繹的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」

Moxter/Engel-Ciric によれば、帰納的に「正規の貸借対照表作成の諸原則」を発見すること（帰納的方法）および演繹的に「正規の貸借対照表作成の諸原則」を発見すること（演繹的方法）は、極端に不確定であるため、今日ではもはや旧式とみなされている。前者は、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能に一致しない。この方法は、「存在」(Sein)ではなく「当為」(Sollen)に指向している。これに対して、後者は、法律から導出される「当為」の内容に基づいている。法規範としての「正規の貸借対照表作成の諸原則」の特徴、および上掲の2つの方法の排除から生じる最高裁判所の判決は、会計実務に問題を引き起こす。これを示唆するのは、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の具体的なテーゼである。コンメンタールによれば、すべての理論を無視し、各方面にとって受け入れ可能な「正規の貸借対照表作成の諸原則」の

発見についての学説は存在しない。ここでは、演繹的方法と帰納的方法を組み合わせた手続が挙げられている。推測されるのは、規律正しい商人の修業（Übung）の組み合わせである。これは、演繹的方法の成果として理解されている法律上の諸規定ならびに貸借対照表の目的を考慮している。それでもやはり、帰納的方法は、演繹的方法に譲歩しなければならない場合がある。このように、帰納的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」の発見が相対化されることは意外に思われるかもしれない。Moxter/Engel-Ciric は、法律上の諸規定をどのような方法で考慮しなければならないか、そして貸借対照表の目的が何を意図しているかは不明であると指摘している<sup>4</sup>。

「正規の貸借対照表作成の諸原則」を具体化する帰納的方法の「再生」（Renaissance）は、商法典（Handelsgesetzbuch；以下、HGB と略記）第 342 条の規定に見られる。当該規定に基づき、私的会計審議会が設置された。当該審議会には、次の 4 つの任務が与えられている。すなわち、①コンツェルン会計についての諸原則の適用に関する勧告、②会計諸規定に関する立法の場合の連邦法務省の審議、③国際的な基準設定審議会におけるドイツ連邦共和国の代表、および④ HGB 第 315a 条第 1 項の意味での国際的な会計基準の解釈（HGB 第 342 条第 1 項第 1 文）、である。この会計審議会は独立していなければならない、計算書作成者（Rechnungsleger）に関係なく配置される必要がある。さらに、HGB 第 342 条第 1 項第 2 文に基づき、勧告および解釈は、専門的に利害関係のある社会一般を含む手続の中で、開発され、決議されなければならない。HGB 第 342 条第 2 項によれば、コンツェルン会計に関する「正規の簿記の諸原則」（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung）の遵守の推定は、HGB 第 342 条第 1 項第 1 文に従って認められた機関の勧告が守られている場合に限られる。但し、この前提として、当該勧告が連邦法務省によって公告されていなければならない。Moxter/Engel-Ciric によれば、コンツェルン会計に関する諸原則が情報有権者（Informationsberechtigte）の保護に役立つ場合には、純粋な情報機能を有することになる。法律上、コンツェルン貸借対照表に、分配測定機能は全く割り当てられていない。その限りで、これは、利益有権者保護にも資本保護にも役立たない。法律の文言が、コンツェルン会計に関する「正規の簿記の諸原則」の遵守を求めている場合には、これは、個別貸借対照表における貸借対照表項目の計上および評価には及ばない。私的会計審議会が、こうした「正規の貸借対照表作成の諸原則」の解釈を決議する限りでは、HGB 第 342 条第 2 項において規定される推定効果は広がらない<sup>5</sup>。

コンツェルン会計に特有の「正規の簿記の諸原則」は、まだそれほど強固に具体化されているわけではない。したがって、「正規の貸借対照表作成の諸原則」を具体化する任務を、会計審議会に委ねることがありえるかもしれない。この場合、考慮しなければならないのは、計算書作成者がコンツェルンに特有の「正規の貸借対照表作成の諸原則」の設定に際して、彼らの評価および関心を取り入れることである。問題の範囲が複雑であるが故に、設定プロセスへの

公衆の取り込みも、連邦法務省の公告管轄も、これを修正する十分な方法とはなりえない。これに対して、効果的なバランス (Gegengewicht) は、判決に残された最終決定管轄権を形づくるかもしれない。しかしながら、この場合、最高裁判所の判決が出されるまで、おそらく長い時間が掛かるであろう<sup>6</sup>。

#### IV. 動的貸借対照表の機能

動的貸借対照表上の計上および評価規則の創設者であるシュマーレンバッハは、経済的な経営管理 (Betriebslenkung) に即した成果計算を強調している。彼によれば、算定されるべき期間利益は、継続期間において所与の財産状態の上がり下がり (Auf und Ab) を再現しなければならない。これは、とくに財産状態が悪くなった場合に、商人にそれに合致した処理を行わせるためである。利益の推移動向を認識する必然性から明らかになるのが、正確な期間区分である。シュマーレンバッハによる正確な期間区分について、連邦財政裁判所評議会は、それ以前の貸借対照表法決定の中で、法的意味で貸借対照表とリンクさせていた。1957年の第1次評議員会の決定において、所得税法の諸原則と動的貸借対照表の見解から引き出される判決は合致するとされた。1960年の第4次連邦裁判所評議会は、決定の中で次のことを意図していた。すなわち、動的貸借対照表の見解によれば、期間適合的利益算定は、貸借対照表法の諸原則のひとつであるということである。当該諸原則が意味しているのは、費用および収益は実際に生じた経済年度に帰算されなければならないのではなく、むしろ経済的に属する年度に帰算されなければならないということである。連邦財政裁判所大評議員会もまた、1967年の決定の中で当該諸原則を持ち出している。さらに、連邦財政裁判所評議員会は、1968年に、収益税法が動的貸借対照表の見解を前提としていると推測している<sup>7</sup>。

正確な期間区分は、比較可能性の原則に具象化されている。シュマーレンバッハによれば、偶発費用 (Zufallsaufwendungen) および偶発給付 (Zufallsleistungen) の場合、ある場所に特別な性質の計算方法が必要になる。これらは、これらが生じた期間に計上されてはならない。これが意味するのは、無価値になった債権が少なくとも部分的に積極側計上されたままになるということである。その他の例として、シュマーレンバッハは、自己保険 (Selbstversicherung) に対する引当金を挙げている。引当金には、毎年累積された保険プレミアムが含まれる。損害が生じ、引当金とその埋め合わせに不十分である場合には、かかる不足額に対する貸借対照表の積極側項目の計上は正当化される。なお、これは、減額記入されなければならない。現在適用されている貸借対照表諸規範は、以上の方法による計上項目をひとつも識別していない。かくして、正確な期間区分または期間比較可能性は、いずれにせよシュマーレンバッハの場合とは異なる意味を有する。連邦財政裁判所第1次評議員会および第4次評議員会による「費用および収益は経済的に属する年度に帰算しなければならない」という解釈もまた、「正規の簿

記の諸原則」として利用するには、あいまいなままである<sup>8</sup>。

連邦財政裁判所判決に見られる動態論の全盛期においてすでに、「正規の簿記の諸原則」の具体化は、動的貸借対照表の見方が一面的であることが指摘されていた。商法学者が常に考慮しなければならないのは、算定された利益は貸借対照表において作用しない数字ではなく、むしろいつでも処分可能な金額であるということである。商法は、とりわけ債権者保護を重視するが故に、確実性をもって獲得されたのではない利益が分配されることを認めることはできないのである。これは、正確な期間区分の要件によって理由づけられた開発費および広告宣伝費の積極側計上を認めないことを意味している。シュマーレンバッハは、動態論の限界を意識していたが、法律家は、利益と分配できるものは同一のように考えがちであった。シュマーレンバッハによれば、利益は獲得したものにすぎず、それがそのまま分配可能には結び付かないのである。このように、シュマーレンバッハは、純粋に経営経済的視点から、貸借対照表の任務を後退させており、貸借対照表は、業務執行の手段として過大な要求をされているということを意識していたと言える<sup>9</sup>。

## V. 利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」

Moxter/Engel-Ciric は、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能について説明している。彼らによると、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護効果は、当該諸原則が法規範であることから、立法者の評価によって決まる。Moxter/Engel-Ciric は、利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」と情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」に分けている。利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、利益有権者の保護および企業保証に有用である。当該諸原則によって、利益有権者は、彼らの利益請求権の縮小から保護される（利益有権者の保護）。当該諸原則は、民法上および税法上の請求権に対しても同様に適用される。この場合、国庫の利益請求権が縮小される恐れがある（verkürzungsbedrohen）のみならず、民法上の利益請求権においても、利益有権者と利益を算定する機関との間に、重大な利害対立が存在する可能性がある。また、当該諸原則によって、利益依存の資金流出（Mittelabflüsse）から生じる不利益を被る可能性のある者もまた保護される（企業保証）。保護される範囲は、企業の債権者をはるかに超え、利益有権者もまた、これに含まれる。利益有権者は、利益依存の資金流出の限定に関心を持っているのである<sup>10</sup>。

以上が、連邦憲法裁判所が企業保証および支払不能への備え（Insolvenzvorsorge）とみなした利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能である。利益依存の資金流出は、利益処分の方法によって、とりわけ法律上あるいは契約上の分配禁止によって制限することができる。例えば、利益を経済的な企業動向に関する中心的な情報の大きさとみなし、こうした利益が、企業保証に指向した、慎重な利益算定によって危険にさらされるような場合

がこれにあたる。法律上あるいは契約上の分配禁止が最低自己資本の維持を目標とすることの効力は、どれほど多くの財産が最低自己資本の大きさの後ろに隠されているかに影響する。しかし、かかる財産は「正規の貸借対照表作成の諸原則」に従って算定されるので、その結果、場合によっては、その保護機能は制限される。分配禁止が最低自己資本の維持の代わりに、あるいはこれを補完するかたちで支払能力テストに指向するとすれば、その非常に限られた信頼性が考慮されなければならない。これに対して、相対的に短い期間、例えば次の営業年度のみが考察されるとすれば、中長期の流動性予測はおろそかにされる。中長期の流動性予測もまた含められる場合に限り、その際立った不確実性のために、分配禁止の保護機能に欠くことのできない最低客観化は達成されえない<sup>11</sup>。

## VI. 情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」

Moxter/Engel-Ciric によれば、情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、商人の自己情報による債権者の間接的保護および情報有権者の保護に有用である。まず、前者の間接的保護が挙げられている。法律上、商人が、自身に課されている帳簿記入、財産目録および貸借対照表作成義務を怠り、これにより財産対象物に関する予測を困難に至らしめた場合は、処罰される。但し、法律上、次の2つの場合に限られる。1つ目は、商人が自身の支払いを停止、あるいは自身の財産を超えて支払不能の手続を開始する場合、2つ目は、財産不足を理由に、こうした開始の申し立てが退けられる場合である。これは、刑法典 (Strafgesetzbuch; StGB) 第 283 条および第 283b 条に規定されている。当該規定は、支払不能の事例において、商人の財産対象物についての明瞭性を求めていることを意味するだけではない。一般的に、年度決算書による自己情報に関する義務は、品行方正かつ良心的な商人の慎重な注意義務 (Sorgfaltspflichten) の構成要素である。経済的諸関係のこうした定期的な管理をおろそかにすることは、財務的な誤処理につながる可能性がある。帳簿記入、財産目録および貸借対照表作成は、支払不能への備えに指向した義務づけであることを明示する法律は、数百年変わらず商法である。もともと、自己情報義務は、法律上の会計諸規定に対する重要な理由とされていたのである。というのも、商人による法的動機 (Gesetzesmotive) の購読 (Lektüre) は難しいからである。したがって、商人が、財務上の諸関係に関して無頓着であることは自明であり、この理由から、法律によって商人を規律しなければならなかったのである。刑法典第 283 条および第 283b 条に従って、帳簿記入、財産目録または貸借対照表義務の不履行が財産対象物に関する予測を困難にすることから解放される場合、処罰は、帳簿記入、財産目録または貸借対照表の中で把握可能な財産対象物のみならず及ぶ可能性がある。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric は、これを誤解してはならないと主張する。というのも、商人の一般的な慎重な注意義務は、企業計画に基づく財務計画を包括しており、帳簿記入、財産目録および貸借対照表は、

支払能力について十分に伝えることはできないからである。これは、財務計画に示されるように、流動性予測によって決まる。確かに、貸借対照表の中に、収入または支出を具現化し、財務計画に含まれる項目もあるが、予測されるべき収入および支出の範囲は、貸借対照表上で考慮されるものをはるかに超える。例えば、貸借対照表日後に、従業員の給付に対して生じる賃金および給料の支払いが、これに当てはまる。さらに加わるのは、支払能力の判断に対して、収入および支出の時間上の段階付けの知識が必要であることである。かくして、財務計画においてのみ、こうした時間上の段階付けは、詳しく描出されるのである<sup>12</sup>。

情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」はまた、情報有権者の保護にも有用である。帳簿記入、財産目録および貸借対照表から得られる情報によって、法律あるいは契約に合致した情報請求権を与える者もまた保護される。他方で、帳簿記入、財産目録および貸借対照表ならびに損益計算書は、経済的諸関係について不十分な情報を提供するにすぎないということに注意しなければならない。つまり、情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能もまた、限定されるのである。貸借対照表および損益計算書の領域で、純粋な情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、項目の内訳および項目の説明を規定している。どの項目が貸借対照表計上されなければならないか、およびどのようにそれらが評価されなければならないかという問題解決に、情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」が決定的となるのは、次の場合に限られる。すなわち、それが、利益請求権およびその他利益依存の支払い測定的基础を形成する「正規の貸借対照表作成の諸原則」と対立する場合である。利益請求権測定および企業保証に指向する「正規の貸借対照表作成の諸原則」は、情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」を支配する。これは、HGB 第 264 条第 2 項第 1 文における法律の文言から明らかである。この文言によれば、年度決算書は、「正規の簿記の諸原則」を遵守したうえで、資本会社の財産、財務および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。これは、「正規の貸借対照表作成の諸原則」と財産、財務および収益状態の洞察との対照を前提とするという誤解を招きやすい。つまり、財産、財務および収益状態の洞察は、「正規の貸借対照表作成の諸原則」の任務ではなく、したがって「正規の貸借対照表作成の諸原則」には情報提供機能が全くないという誤った考え方につながってしまうかもしれない。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric は、これに対して、刑法典第 283 条および第 283b 条に従って処罰される (strafbewehrt) 商人の自己情報義務違反の規定を挙げ、この可能性を否定している。HGB 第 264 条第 2 項第 1 文が、「正規の貸借対照表作成の諸原則」を遵守したうえでの洞察を規定している場合、当該規定は、情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」から後退した位置づけとして理解される可能性がある。但し、当該規定が、利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」と対立する場合に限られる。立法者は、財産、財務および収益状態の洞察を、真実かつ公正なる写像の優位とみなさないことのみなら

ず、一方で洞察を望み、他方で利益有権者の保護と企業保証の連携を外すことを望んでいるのである。その他の点では、「正規の貸借対照表作成の諸原則」を遵守したうえで、つまり「正規の貸借対照表作成の諸原則」の限界を考慮したうえでの洞察として理解されてはならない。「正規の貸借対照表作成の諸原則」が、慎重主義原則のように、こうした洞察を限定する場合には、それ相当の追加的記載事項によって補完しなければならない。Moxter/Engel-Ciricによれば、これが意味するのは、利益（年度剰余額）および貸借対照表上の純財産は経済的企業の諸関係（wirtschaftliche Unternehmensverhältnisse）に関する中心的な情報ではないということである。経済的企業の諸関係は過度に複雑であり、利益および貸借対照表上の純財産は一義的である<sup>13</sup>。

「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能は、種々の利益観の根底にある種々の貸借対照表上の計上および評価諸規範を必要とする。例えば、利益有権者の保護には、完全な利益の算定が必要とされる。企業保証および支払不能への備えに合致するのは、それほど慎重さを強調しない利益である。これに対して、経済的企業状態についての情報としては、シュマーレンバッハの動的貸借対照表作成の意味で、期間利益の比較可能性に指向する利益算定が必要となる。Moxter/Engel-Ciricは、現行の計上および評価諸規範は、すべての「正規の貸借対照表作成の諸原則」の保護機能を正当に評価する立法者の努力によって特徴づけられると述べている。つまり、現行の計上および評価諸規範は、不確定の現行の計上および評価諸規範を基礎づけられたかたちで解釈することを可能にする原則の構造（Prinzipiengefüge）を開発できるかどうか焦点となるということである。というのも、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards ; IFRS）の事例に見られるように、現行の計上および評価諸規範の内容に関する具体化は、個別規制の国内法化の難しさの問題を伴うからである。しかしながら、法律上の評価の基本的なフレームワーク（Grundgerüst）を設定し、法律上の計上および評価諸規範の原則指向的解釈を可能にする指揮原則がどのように示されるべきかということは、法律から除外されることになる<sup>14</sup>。

## Ⅶ. 慎重主義原則および客観化原則の重み付け

Moxter/Engel-Ciricは、基礎となる「正規の貸借対照表作成の諸原則」に従った評価の要件として、慎重主義原則の重み付けおよび客観化原則の重み付けを挙げている。慎重主義原則の重み付けについて、Moxter/Engel-Ciricは、法律上の計上および評価諸規範が保護すべきグループの関心が一致していないと述べている。例えば、利益有権者は、自身を利益請求権の縮小から保護する諸規範の必要性を主張するであろう。これに対して、債権者のみならず、その他の利害関係者は、企業保証に指向する諸規範を望むであろう。したがって、立法者は、関係者間の利害を評価しなければならないにもかかわらず、すべての利害を評価し、その対立を考慮す



ることは不可能である。しかしながら、立法者は、慎重主義原則をある程度限定することを望む利益有権者の利害と彼らの望む企業保証とを考量する努力を怠ってはならない。立法者にとって、慎重主義原則の重み付けの決定は、重要な問題と言える<sup>15</sup>。

次に、客観化原則の重み付けについてである。法律上の貸借対照表諸規範に係る者は、規範の成立および規範の解釈に影響を及ぼそうとするのみならず、判断余地を有利に利用することを望んでいる。したがって、彼らは、立法者に対して、類型化された規範の内容によって規範の命令を客観化させようとするのは当然のことと言える。客観化は、法律上の計上および評価諸規範の保護機能を保証し、こうした保護を必要とするさまざまな利害関係者に対する保護の効果が期待できるかどうかに影響を及ぼす。例えば、有償取得ではない無形固定資産価値の客観化条件付きの計上禁止は、利益有権者の保護を限定し、同時に企業保証に関心を持つ利害関係者の保護を強化することになる。したがって、計上および評価諸規範の客観化の方法および範囲もまた、立法者による重み付けを必要とする。立法者が、算定されるべき期間利益を、企業動向のインジケータおよび情報有権者保護に対して欠くことのできない手段とみる場合、次のことを遵守しなければならない。すなわち、計上および評価諸規範の客観化は、利益の言明力を歪める可能性があるということである。Moxter/Engel-Ciric は、この例として、無形固定資産価値を積極側に計上しないことを挙げている。無形固定資産価値が変動する場合、これは企業動向の判断にとって決定的となりうるにもかかわらず、その価値の変動額は、貸借対照表上、考慮されないままとなる。立法者は、次のことによって、利益算定および情報有権者保護の客観化の重み付けを回避するであろう。すなわち、提供する情報を、こうした疑わしい期間利益から、差別化された、経済的企業諸関係の複雑さを考慮したものに置き換えることである<sup>16</sup>。

## VIII. 損失見越計上原則

Moxter/Engel-Ciric は、利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」の枠内で、慎重主義原則が損失見越計上原則と実現原則の中に具体化されていると指摘している。損失見越計上原則は、未実現であるが既に発生している費用の考慮を要求し、実現原則は、未実現利益の考慮を禁じている。基準時点 (Bezugszeitpunkt) は、決算決定日であり、この決算決定日原則は、透明化原則 (Aufhellungsprinzip) によって具体化される。損失見越計上原則は、HGB 第 252 条第 1 項第 4 号前段に示されている。当該規定によれば、決算決定日までに発生したすべての予見可能なリスクおよび損失は、仮に決算決定日から財務諸表作成日までの間に判明したものであっても、考慮されなければならない。リスクおよび損失は、純財産の減少につながる。例えば、正味売却益およびそれに伴う収益が取得原価を下回る場合には、売却について定められた財産対象物の取得と結び付く費用 (取得原価) は、純財産減少的に影響を及ぼ

す。多くの事例において、特定の費用を特定の収益に、したがって、とりわけ引当金に帰属させることは難しい。貸借対照表作成者に対して、その場合に限り生まれる判断余地は、客観化原則と協調した慎重主義原則によって制限される。リスクおよび損失は、実現の前に発生している可能性がある。最初に実現するのは、財産対象物とその取得原価または製作原価を下回る価額で流出するか、または債務がそのアクセス価値 (Zugangswert) を上回る価額で弁済される場合である。これに対して、実現する恐れのある場合、リスクおよび損失は、すでに発生している可能性がある。これについて、Moxter/Engel-Ciric は以下の事例 1 を挙げている：

### 事例 1

ある外国通貨債務には、アクセス日 (Zugangstag) 付で、1,000,000 ユーロの履行金額が付されていた。この金額は、決算決定日に、為替変動により、100,000 ユーロ上昇し、1,100,000 ユーロとなった。最終的に、当該債務の償還は、1,200,000 ユーロで行われた。

この事例では、通貨変動により、総額 200,000 ユーロの損失が実現している。決算決定日には、すでに 100,000 ユーロの損失が発生していた。為替変動の影響が初めて発生するのは、債務の償還時点であるが、決算決定日には、純財産の減少 100,000 ユーロが見込まれており、その後発生の恐れのあるリスクの兆候があったと言える<sup>17</sup>。

HGB 第 252 条第 1 号第 3 項によれば、財産対象物および負債は、決算決定日に評価されなければならない。さらに、上掲の HGB 第 252 条第 1 項第 4 号前段で規定されているように、仮に決算決定日から財務諸表作成日までの間に判明したものであっても、決算決定日までに発生したリスクおよび損失は考慮されなければならないのである。決算決定日は、期間適合的利益算定を目標にしている。利益有権者は、時間上の利益の移動によって不利益を被る可能性があり、経済的企業諸関係についての情報は、期間比較を可能にするために、決算決定日に結び付ける必要がある。Moxter/Engel-Ciric によれば、こうした決算決定日原則の具体化に役立つのが、透明化原則である。決算決定日諸関係について、決算決定日後から作成日までに得た情報は考慮されなければならないが、これに関係するのは、リスクおよび損失のみではないのである<sup>18</sup>。

Moxter/Engel-Ciric は、主観的な透明化構想と客観的な透明化構想を区別して考察している。上掲の HGB 第 252 条第 1 項第 4 号前段が意味しているのは、商人自身が決算決定日に、決算決定日諸関係に関して実際に何を知っていたかは問題ではないということである。しかしながら、商人自身が決算決定日に妥当な慎重さをもって認識したはずである、決算決定日後に判明するような事柄を、はたして考慮しなければならないのかということは、依然としてあいまいなままである。というのも、商人が決算決定日に主観的に知りえたこと (Wissbaren) に指

向する透明化構想は、貸借対照表がすでに決算決定日に作成されたかのように作成されなければならないことに基づいているからである。例えば、商人が決算決定日に妥当な慎重さをもって、入手しやすい情報から、ある債権を疑わしいと判断したとすれば、こうした債権でさえ、これが決算決定日後に完全な金額で支払われた場合には、価値修正されなければならないことになる。したがって、主観的な透明化構想は、「正規の貸借対照表作成の諸原則」と一致しない。これは、決算決定日原則、慎重主義原則および客観化原則に反している。まず、決算決定日原則に反するのは、決算決定日に客観的に全く所与ではない諸関係が貸借対照表上に示される場合である。次に、慎重主義原則に反するのは、商人自身が決算決定日に存在するリスクおよび損失を決算決定日に認識できなかったという理由から考慮されない場合である。最後に、客観化原則に反するのは、商人が妥当な慎重さをもって決算決定日に知りえたことに関する判断余地に起因するものである<sup>19</sup>。

客観的な透明化構想によれば、決算決定日後に（および決算書作成日までに）得た、決算決定日諸関係についての認識は、より広く考慮されなければならない。商人が決算決定日に知り得た情報は、主観的ではなく、客観的でなければならない。決算決定日後の事象が決算決定日に関係づけられるのは、商人の理性的な判断に基づく説得力のある理由が決算決定日に所与である場合に限る。Moxter/Engel-Ciric は、これについて以下の事例 2 を挙げている：

## 事例 2

あるアパレル関係の小売業者は、2018年6月に、2018/2019シーズン流行のスキーのプルオーバーを1着100ユーロで取得した。このプルオーバーの1%のみが、1着250ユーロで販売された。2019年2月の年度決算書の作成日前に、貸借対照表決定日後の冬のセールで、売れ残りのプルオーバーが、1着10ユーロで処分される予定である。

この事例では、2018年12月31日時点の商品の金額が問題となる。2018年12月31日の貸借対照表上、在庫のプルオーバーは、1着10ユーロという、より低い付すべき価値の金額まで減価されなければならない。この場合、売価の引き下げは、貸借対照表決定日後に生じた流行の移り変わり（Modewandel）によってはじめて決定されたのではないので、貸借対照表決定日後の1着10ユーロという金額は、貸借対照表決定日後の客観的な価値に対する証拠として援用されなければならない。それどころかむしろ、このプルオーバーは、貸借対照表決定日にすでに価値を有していなかったことを前提としなければならない。これに対して、売れ残る可能性（Nichtveräußerbarkeit）が2019年1月の予想を上回る穏やかな気温に起因するとすれば、最初の価値がそのまま持続することになる。その限りでは、価値に影響を及ぼす事象が問題となる<sup>20</sup>。

続いて、Moxter/Engel-Ciric は、以下の事例 3 を挙げている：

### 事例 3

ある企業（委託者 A）は、2018 年 9 月にパソコンのメモリーチップのための生産ライン（Fertigungslinie）の建設を業者（受託者）に委託し、契約を締結した。これに関して、当該契約を解除する場合、1,000,000 ユーロの解約コスト（違約金）を支払うことが取り決められた。2018 年 11 月に生じたパソコンのメモリーチップの価格暴落により、委託者 A の企業は、生産ラインの建設は不可能であると判断した。かくして、契約解除のために、受託者と交渉に入る。貸借対照表決定日（2018 年 12 月 31 日）時点で、この交渉はまだ終結していない。2019 年 1 月に新たに別の委託者 B の企業が当該契約を引き継ぐことが明らかにされてはじめて、委託者 A は、契約上の解約コストの見積もりを放棄することができる。

この事例で推定されるのは、支払能力または支払意欲（Zahlungswilligkeit）が決算決定日にすでに存在していたことであるが、この推定は、支払能力または支払意欲が決算決定日後に回復したことによって覆される。決算決定日に存在する支払義務の消滅につながる決算決定日後の交渉もまた、契約当事者が最終的に同意し、解約交渉が効果的に終結した場合に初めて貸借対照表作成の基礎になる。これによって、当該契約は、決算決定日の客観的な諸関係を明らかにするのみならず、補足的に変更された法的裏付けのある行為となる。貸借対照表決定日後の解約コストの取消は、委託者 A の場合、明らかにされるべき事象とはならない。したがって、委託者 A には、貸借対照表決定日後に、受託側の建設業者から、1,000,000 ユーロの違約金が請求されることになりうるリスクが客観的に存在していた。この場合、かかるリスクに対して、貸借対照表決定日後の所与の諸関係にしたがって、1,000,000 ユーロの引当金が設定されなければならない。解約コストの見積もりの放棄は、貸借対照表決定日の客観的なリスクの可能性を後で変える貸借対照表決定日後の事象であるので、引当金の計上がそのまま持続する。以上から、Moxter/Engel-Ciric は、主観的な透明化構想と客観的な透明化構想との間の相違点を次の点に見出している。すなわち、主観的な透明化構想によれば、決算決定日に予見することのできない事象に関する問題は、全く目的適合的ではないということである<sup>21</sup>。

Moxter/Engel-Ciric は、年度決算書の作成日という表現に注目している。法律の文言に従って、明らかにされるべき事象が考慮されなければならないのは、当該事象が年度決算書の作成日まで公表されている場合である。作成日という表現は、原則的に決算決定日の終わりを意味しているにすぎない。それでもやはり、このことには、技術的な問題が含まれる。例えば、貸借対照表項目 A に関して、貸借対照表項目 A の処理は終了するが、全体としてみると決算

書作成が終了していない場合である。一方で、貸借対照表作成期間の終わりまで、すべての個別の貸借対照表項目の処理を継続することを商人に要求することはできず、他方で、年度決算書の作成日という表現によって、貸借対照表項目の処理の終了後、これが濫用される可能性が生じる。かくして、明らかにされるべき事象の考慮は、作成期間の終わりまで引き続き行われなければならない。但し、これは、作成期間の終わりまでに、公表されなければならないような重要な事象が問題となる場合に限られる。Moxter/Engel-Ciricによれば、とくに特徴づけられる事象は、慎重主義原則に基づき、リスクおよび損失にあてはまる<sup>22</sup>。

## IX. 実現原則

Moxter/Engel-Ciricは、実現原則を取り上げている。実現原則によれば、リスクおよび損失、したがって費用とは異なり、収益は、その実現によって初めて計上されなければならない。つまり、利益は、これが決算書決定日に実現している場合にのみ考慮されなければならないので、利益は、収益を前提とすることになる。これは、HGB第252条第1項第4号後段に規定されている。最高裁判所の判決によれば、契約パートナーに対する債権に関するリスクの縮小がほぼ確実と見込まれる場合に、収益は実現する。Moxter/Engel-Ciricによれば、この場合、基準となるのは、民法上の給付成果の生起ではなく、給付成果が、はたして果たされた履行行為のリスクのない結果であるかどうかである。最高裁判所の判決は、収益の実現の判断基準に従って企業保証の要件を強調している。同時に、それは、経済的観察法を適用し、つまり、民法上の履行ではなく、経済的な履行をより重視している。したがって、このことは、リスク縮小の主観的な判断をより一層除外したかたちで、客観化原則に合致する<sup>23</sup>。

さらに、部分的な利益実現の除外について、取り上げられている。収益の実現の判断基準によると、次のことが除外される。すなわち、財産対象物の請負工事から予測される利益を、請負工事年度において比例按分的に考慮することである。というのも、これには、請負工事の完成前に、経済的な履行、つまり、ほぼ確実なリスク縮小が欠けているからである。このことについて例外が適用されるのは、請負工事期間に、部分的な引き渡しが義務づけられている場合である。この場合に限り、こうした部分的な利益実現は、実現原則と一致しているとみなされる。財産対象物の引き渡しをもって初めて長期間にわたる請負工事から生じる利益を考慮することは、期間利益の比較可能性を損なう。この場合、財産対象物の引き渡しの年度において、利益の大幅アップ（Gewinnsprung）が明らかになる。長期請負工事は、これに帰算可能なすべての費用を製作原価として積極側計上できる限りで、成果中立的なままである。Moxter/Engel-Ciricによれば、利益の比較可能性の視点から、HGB第252条第2項の例外規定に基づいて、部分的な利益実現が理由づけられる。当該規定は、HGB第252条第1項の一般的な評価諸原則からの離反を、理由づけられた特例においてのみ許可している。したがって、長期間にわた

る請負工事の場合に欠けているのは、実現原則の制限に対する十分な理由である。というのも、損なわれる利益の比較可能性から結果として生じる情報損失 (Informationseinbußen) は、それに応じた追加的記載事項によって均等にされうるからである。にもかかわらず、これを部分的な利益実現に信頼できるかたちで援用することは難しい。財産対象物の引き渡しから生じる利益は、ほぼ確実とみなされえるので、その結果、部分的な利益実現は、個々の事例の意思決定に委ねられることになるはずである。しかしながら、これに対して、客観化原則が持ち出される。個々の事例の意思決定に委ねる場合、貸借対照表作成者がこれを濫用する可能性が生じるというのである。Moxter/Engel-Ciric は、そうではあるが、収益実現の類型化は、慎重主義原則によっても要求されていると指摘する。他方、ドイツ貸借対照表法現代化法に関する政府理由書によれば、進捗に応じた売上および利益の実現は、明確に否定されている。というのも、これは、実現原則に反するからである<sup>24</sup>。

さらに、BilMoG に関する連邦政府の草案によれば、義務は、取引目的で取得した金融商品を付すべき時価で評価しなければならない。というのも、かかる評価は一般的であり、「正規の簿記の諸原則」とみなされているからである。そして、商法上の実現原則を考慮し、実現可能な利益には、分配禁止または納付禁止 (Abführungssperre) が定められている。これに対して、連邦評議会 (Bundesrat) および法務委員会 (Rechtsausschuss) は、政府理由書に反論した。法務委員会は、HGB 第 340e 条の規定によって、信用機関の取引の存続上の時価評価を制限することを決定した。単なる実現可能性 (bloße Realisierbarkeit) は慎重主義原則に合致しない。Moxter/Engel-Ciric によれば、慎重主義原則に合致するのは、単なる実現可能性ではなく、実際の実現性に焦点を置き、したがってとりわけ積極的な市場の濫用に繋がりがねない限定を除外することである。これは、特別な監督規則 (Aufsichtsregeln) に定められている業種の企業には、多少異なったかたちで適用されるかもしれない<sup>25</sup>。

## X. 慎重主義によって特徴づけられる貸借対照表規範

Moxter/Engel-Ciric は、慎重主義によって特徴づけられる (vorsichtsgeprägte) 貸借対照表規範と慎重主義に対立する (vorsichtswidrige) 貸借対照表規範を取り上げている。まず、前者の例として、取得共通費 (Anschaffungsgemeinkosten)、研究費および販売費 (Forschungs- und Vertriebskosten)、開発費、および負債の将来の履行金額が挙げられる。HGB 第 248 条第 1 項は、次の 3 つの費用の積極側計上を禁じている。すなわち、企業の設立に関する費用、自己資本の調達に関する費用、および保険契約の締結に関する費用である。HGB 第 248 条第 2 項第 2 文は、自己創設の商標、印刷物のタイトル、著作権、顧客リスト、あるいはそれに類似の固定資産の無形財産対象物の積極側計上を禁止している。Moxter/Engel-Ciric によれば、これらの費用の積極側計上の除外は、慎重主義原則に合致する。というのも、これらが価値を

有していること（Wertigkeit）を、典型的かつ信頼できる方法で決定づけることは不可能だからである。慎重主義原則は、法的義務なく生じうる保証に対する消極側計上命令からも免除される。これは、HGB 第 249 条第 1 項第 2 文第 2 号の規定からも明らかである。HGB 第 242 条第 1 項第 1 文の意味での負債が、こうした費用に関係づけられる場合、広告宣伝モチーフ（Werbemotiv）が想起されるかもしれない。しかしながら、これもまた、信頼できる方法で行うことは不可能である<sup>26</sup>。

取得原価は財産対象物に個々に関係づけなければならないという HGB 第 255 条第 1 項第 1 文の規定に基づき、取得共通費を考慮してはならない。Moxter/Engel-Ciric によれば、当該規定は、客観化原則の表現としても理解することができるが、少なからず慎重主義原則を反映したものとなっている<sup>27</sup>。

製作原価の計算に際しては、HGB 第 255 条第 2 項第 4 文に基づき、研究費および販売費を算入してはならない。個々の事例において、研究費または販売費は、価値を有しているが、法律は、その有価値性を否定しており、その限りでは慎重主義原則を強調している。これについて、Moxter/Engel-Ciric は、以下の事例 4 を挙げている：

#### 事例 4

自動車製造業の研究部門において、長期間、天然水の投入によってのみ可動する、水素駆動に関する研究が行われている。この技術が将来的に果たしてはたして機能するかを証明することができていない。この研究について、報告年度において、15,000,000 ユーロの支出が生じている。

この事例では、将来の効用の創出が不確実であるという理由から、15,000,000 ユーロの支出を積極側計上することは不可能である。かかる支出は、報告年度において、強制的に費用として処理されなければならない。さらに、HGB 第 255 条第 2a 項第 4 文に基づき、研究と開発が信頼できるかたちでお互いから区別することができない場合には、開発費の積極側計上は禁止される。Moxter/Engel-Ciric によれば、これもまた、慎重主義原則の適用範囲が問題となる事例となる<sup>28</sup>。

HGB 第 253 条第 1 項第 2 文に基づき、債務および引当金は、その履行金額で消極側計上されなければならない。BilMoG に関する政府理由書によれば、将来における引当金の評価の場合、履行金額という概念は、決定日原則の制限のもとで、将来の価格および原価の上昇が考慮されなければならないことを意味している。Moxter/Engel-Ciric によれば、この場合、慎重主義原則が、客観化原則に対して優位となる<sup>29</sup>。

## XI. 慎重主義に対立する貸借対照表規範

慎重主義に対立する貸借対照表規範として、自己創設無形財産対象物の積極側計上、引当金の割引、製作共通費 (Herstellungsgemeinkosten) の算入が挙げられる。HGB 第 248 条第 2 項第 1 文に基づき、自己創設無形財産対象物は、積極側項目として貸借対照表に計上されなければならない。以前の HGB 第 248 条第 2 項によれば、有償取得ではない無形固定資産価値の積極側計上は禁止されていた。しかしながら、自己創設無形財産大砲物の積極側計上を義務づける新規定は、慎重主義原則の重大な制限を意味している。Moxter/Engel-Ciric によれば、その理由を以下の 2 点に見ることができる：

1. 無形固定資産対象物の価値を、十分信頼できるかたちで決定づけることができない。
2. 有償取得ではない無形固定資産価値の積極側計上の禁止が否定されたことによって、求められる将来予測のために、慎重主義原則を相対化する実際の計上選択権が設定された。

これについて、Moxter/Engel-Ciric は、以下の事例 5 を挙げている：

### 事例 5

ある企業は、営業年度において、新しい製造方法を開発した。それに関連して生じる研究開発費は、営業年度の最初の 3 か月 (1 月から 3 月) において、500,000 ユーロずつの金額になる。

この事例において、当該企業には、次の 3 つの可能性がある。1 つ目は、全体の研究および開発費を、1,500,000 ユーロの総額で費用処理する可能性である。この理由として、研究局面と開発局面が連携しており、一義的な切り離しが不可能であることが挙げられる。2 つ目は、1 月の費用を研究局面における研究費として定義し、2 月から開発局面に入る理由を信頼できるかたちで報告する可能性である。この場合、800,000 ユーロが開発費として積極側計上されることになる。3 つ目は、研究局面から開発局面へと切り替わる時点を 3 月に置く可能性である。この場合、貸借対照表政策的な関心に応じて、400,000 ユーロ、あるいはより低い金額が、開発費として貸借対照表の積極側に計上されることになる。Moxter/Engel-Ciric によれば、積極側計上されるべき無形固定資産価値の場合、法律の文言に基づき、慎重主義原則が強調される点を、財産対象物をどのように捉えるかということに置くことができる。これは、問題を、貸借対照表法上基準となる、財産対象物の判断基準にすり替えている。それでもやはり、HGB 第 255 条第 2a 項から、慎重主義原則が実質的に制限されていることが明らかとなる。但し、当該規定が、開発費を積極側計上することができるという意味で解釈される場合に限る<sup>30</sup>。



HGB 第 253 条第 2 項は、1 年を超える残余有効期間を有する引当金の割引を命じている。割引は、将来の収益獲得が、最高裁判所の判決によって特徴づけられる厳しい実現原則に合致しないことを見込んでいる。BilMoG に関する政府理由書の中で、引き延ばされた負債の返済 (Schuldentilgung) によって、それに対応した財務的手段が、束の間、企業に収益をもたらすかたちで留保される可能性のあることが指摘されている。割引は、決算書の受取人に、真の負担に関する現実的に正しい情報を提供し、したがって財産、財務および収益状態の実質的諸関係に合致する記述に資するという。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric は、こうした義務の現在価値に関する情報は、予備金額記入欄の記載 (Vorspaltenvermerke) によって、したがって実現原則を相対化することなく提供されることに注意を喚起している。さらに、問題となるのは、はたして、関係者が引当金の割引が強制されることから生じる影響の範囲を意識していたかどうかである。BilMoG に関する政府理由書によれば、こうした現代化措置は、慎重主義原則の相対化を生じさせるものではないという。つまり、既存の商法上の「正規の簿記の諸原則」は、今後も有効なままということになる。とりわけ、慎重主義原則、実現原則および基準日原則は、これまでの意義を維持する。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric によれば、商法上の会計に優位である慎重主義原則が、この割引規定によって著しく相対化されることは、おそらくあまり意識されていない<sup>31</sup>。

Moxter/Engel-Ciric は、一般的な評価諸原則から離反することが許されている例外を挙げている。HGB 第 252 条第 2 項によれば、HGB 第 252 条第 1 項に挙げられる評価諸原則から乖離してもよいのは、もちろん理由づけることのできる例外事例においてのみである。しかしながら、例外事例において、どのように慎重主義原則からの乖離を理由づけることができるのかということについては、判断余地が残されている。原則的に、特定の事象の場合、慎重主義原則から乖離することはありえるであろう。例えば、慎重主義原則が利益の権利者保護または情報機能を過度に侵害する場合である。この意味で、上掲の 1 年を超える残余有効期間を有する引当金に対する割引命令 (HGB 第 253 条第 2 項) は、HGB 第 252 条第 2 項の適用事例として理解することができる。その他の事例は、期間決定的な請負工事の場合に生じた部分利益の実現である。但し、具体的な事例において、利益の権利付与が、代替的ではなく不利になりうる、または、財産、財務および収益状態の完全に適切ではない写像が明らかになりうる場合に限る。Moxter/Engel-Ciric は、HGB 第 252 条第 2 項を、慎重主義原則に関する事実上の選択権の許可として理解することが考えられるように思われるかもしれないと述べている。こうした選択権は、理由づけることのできる例外事例の要件によって限定されるかもしれない。というのも、貸借対照表作成者にとって、例外事例を理由づけることは、難しいことではないからである。BilMoG に関する政府理由書の中で指示されている国際財務報告基準へのアプローチは、貸借対照表作成者には、とくに理解されうるものである。したがって、HGB 第 252 条第

2 項を一般的な評価諸原則からの離反に対する認可状として理解することが望まれる場合に限り、一般的な評価諸原則を遵守するという命令である HGB 第 252 条第 1 項は、意味を失うかもしれない。これにより、貸借対照表作成者が、HGB 第 252 条第 2 項を根拠として、第 252 条第 1 項の規定を回避していると考えすることは不可能である。これが意味しているのは、立法者が、慎重主義原則に関して、重要な評価の権限を譲り渡すことを望んだかもしれないということにすぎないのである<sup>32</sup>。

慎重主義に対立する貸借対照表規範として、製作共通費の算入が挙げられる。HGB 第 255 条第 2 項第 2 文は、HGB 第 255 条第 2 項第 3 文が製作原価への共通費の算入を許可することを規定している。製作される財産対象物への共通費の算入は、貸借対照表作成者に対して、慎重主義に対立する評価の濫用につながりうる重大な判断余地が開かれていることを意味する。確かに、HGB 第 255 条第 2 項第 2 文および第 3 文は、共通費の適切な部分のみを算入することができるという文言によって、慎重主義原則を強調している。しかし、この場合、適切な基準とは何かということについてはあいまいなままである。Moxter/Engel-Ciric によれば、適切性の判断を、共通費とは無関係に行うことができない場合に限り、財産対象物への共通費の算入の可能性は、慎重主義に対立するものとみなされなければならない。彼らは、この例として、完成品から生じる、予測されるべき純売却収入額を挙げている<sup>33</sup>。

HGB 第 254 条に基づき、統一した評価が設定される場合、損失の見越計上および収益の実現に関する諸規定は、その範囲および期間について考慮されないままである。これによって意図される、外見上の排除が、はたして慎重主義原則に対立すると判断されるべきか否かは、規定の解釈に依存する。それでもやはり、慎重主義原則の解釈に際して、考慮されないままでよいかどうかについては、あいまいである<sup>34</sup>。

## XII. むすび

ドイツ会計において、これまで一般的に重要な役割を果たしてきたのは、「正規の簿記の諸原則」である。しかしながら、Moxter/Engel-Ciric は、「正規の簿記の諸原則」と同時に、「正規の貸借対照表作成の諸原則」という概念を新たに持ち出している。彼らは、この「正規の貸借対照表の諸原則」が法規範であることを明確化している。では、当該原則の機能は、どこにあるのであろうか。彼らによると、この機能は、保護機能にあるという。

「正規の貸借対照表作成の諸原則」の具体化がどのように行われるかについて、Moxter/Engel-Ciric は、法解釈の必要性を強調している。これに必要なのは、文法上の解釈、体系的な解釈、目的論の解釈および歴史的解釈、および最高裁判所の判決である。そこで、機能的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」と演繹的な「正規の貸借対照表作成の諸原則」を挙げて、それぞれを検討している。さらに、Moxter/Engel-Ciric は、シュマーレンバッハの動的貸借対照表

を持ち出し、「正規の簿記の諸原則」の概観を示している。

「正規の貸借対照表作成の諸原則」の機能が保護機能にあることから、Moxter/Engel-Ciric は、かかる保護機能について、利益算定のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」と情報提供のための「正規の貸借対照表作成の諸原則」に分けて分析している。彼らは、前者が限定される場合のあることと後者が限定される場合のあることを指摘している。

Moxter/Engel-Ciric は、「正規の貸借対照表作成の諸原則」に従った評価の要件として、慎重主義原則と客観化原則の重み付けを挙げている。慎重主義原則は、損失見越計上原則と実原則の中に具体化されると指摘し、これら2つの原則について、3つの事例を用いながら解説している。

さらに、Moxter/Engel-Ciric は、慎重主義によって特徴づけられる貸借対照表規範と慎重主義に対立する貸借対照表規範について、それぞれ1つずつ事例を設定した上で、種々の具体例を示しながら、慎重主義原則と客観化原則の関係を明らかにしている。

以上から、Moxter/Engel-Ciric は、新たに「正規の貸借対照表作成の諸原則」という概念を用いて、現行のドイツ会計制度を俯瞰しているのである。重要な点は、彼らが新しいHGBの諸規定を取り上げていることである。つまり、彼らは、これまでの「正規の簿記の諸原則」に代表されるドイツ会計制度と新しいHGBの諸規定から、「正規の貸借対照表作成の諸原則」という新しい概念を具体化しようとしているのである。現時点では、この点に、Moxter/Engel-Ciric の「正規の貸借対照表作成の諸原則」の会計的意味を見出すことができる。

なお、本稿は、Moxter/Engel-Ciric による共著「正規の貸借対照表作成の諸原則」の一部を取り上げたものにすぎず、本稿で取り上げなかった部分については、今後さらに分析していく予定である。

## 脚注

- 1 この法律の詳細については、拙稿、「ドイツにおける貸借対照表指令転換法 (BilRUG)」、『経済情報学研究』(姫路獨協大学経済情報学会, NO.112)を参照されたい。
- 2 Moxter/Engel-Ciric, "Grundsätze ordnungsgemäßer Bilanzierung", IDW (2019), S.22.
- 3 Ebd., S.22.
- 4 Ebd., S.22-23.
- 5 Ebd., S.23-24.
- 6 Ebd., S.24.
- 7 Ebd., S.24-25.
- 8 Ebd., S.25-26.
- 9 Ebd., S.26.

- 10 Ebd.,S.27.
- 11 Ebd.,S.27-28.
- 12 Ebd.,S.28-29.
- 13 Ebd.,S.29-30.
- 14 Ebd.,S.29-30.
- 15 Ebd.,S.31.
- 16 Ebd.,S.31.
- 17 Ebd.,S.32-33.
- 18 Ebd.,S.33.
- 19 Ebd.,S.34.
- 20 Ebd.,S.34.
- 21 Ebd.,S.34-35.
- 22 Ebd.,S.36.
- 23 Ebd.,S.36-37.
- 24 Ebd.,S.37.
- 25 Ebd.,S.38.
- 26 Ebd.,S.38-39.
- 27 Ebd.,S.39.
- 28 Ebd.,S.39.
- 29 Ebd.,S.39-40.
- 30 Ebd.,S.40-41.
- 31 Ebd.,S.41.
- 32 Ebd.,S.41-42.
- 33 Ebd.,S.42.
- 34 Ebd.,S.42.